

議案第1号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年5月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成21年5月1日の人事院勧告及び5月15日の千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員に対して本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を暫定的に引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものである。

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

10 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第21条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、第21条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第22条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。